

情報銀行認定制度
合併・分社化等に伴う
情報銀行認定付与の
地位の継続に関する手順
(TPDMS-2220)

一般社団法人日本 I T 団体連盟

情報銀行推進委員会

合併・分社化等に伴う情報銀行認定付与の地位の継続に関する手順 (TPDMS-2220)

(制改訂履歴)

版	制改訂年月日	内容
初版	2019年6月26日	新規制定、施行

※一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) の PMK520 を一部引用

目次

1. 適用範囲	1
2. 定義	1
3. 考え方	1
3.1 一般原則	1
3.2 付与事業者間の合併・分社化	1
3.3 報告	1
4. 手続き及び費用	2
5. 情報銀行認定マーク使用の一時停止、取消し又は情報銀行認定マーク付与契約の解除	2
6. 改正	2

1. 適用範囲

認定団体が、「情報銀行認定マーク付与に関する規約」第8条により、情報銀行認定マーク付与事業者（以下「付与事業者」という。）から、合併又は分社化等について報告を受け、当該事業者の付与事業者としての地位（以下「付与の地位」という。）の存続又は他の事業者による付与の地位の承継の可否について判断するときは、この手続の定めるところによる。

また、情報銀行認定マーク付与の適格性に関する審査（以下「付与適格性審査」という。）の申請後から付与適格決定までの間に合併又は分社化等が発生した場合の審査も、この手続の定めるところによる。

2. 定義

この手続きで使用する用語は、この手続きで次に定めるものを除き、「情報信託機能の認定に係る指針」（以下「指針」という。）、「情報銀行」認定申請ガイドブック、「情報銀行認定マーク付与に関する規約」及びJISにおいて使用する用語の例による。

3. 考え方

3.1 一般原則

合併・分社化の際に、付与の地位を承継するか否かは、合併・分社化後における事業者が付与適格性を存続・承継する地位にあるか否かによって判断されるべきものである。その観点から、①付与事業者が情報銀行事業を従前どおり継続する場合には、付与の地位を継続することができる（ただし財務基盤の変化等についての確認を条件とする）。②付与事業者が情報銀行事業を他の事業者に承継させる場合には、付与事業者は付与の地位を喪失する。情報銀行事業を承継する他の事業者（以下、「承継事業者」という）から審査請求がある場合には、認定団体は、別途定めるところにより、審査内容・手続きを簡略化することができる。

3.2 付与事業者間の合併・分社化

付与事業者間での合併・分社化であって、情報銀行事業が継続される場合には、原則として付与の地位も継続する。たとえば、2つの付与事業者間での吸収合併が行われ、双方の情報銀行事業が統合される場合には、存続会社は付与の地位を継続する（ただし、情報銀行事業の運営方針等についての確認を要する）。また、ある付与事業者から他の付与事業者が事業承継により、情報銀行事業の全体を承継する場合には、承継事業者は、原則として付与の地位を承継する。

3.3 報告

付与事業者および付与適格性審査中の事業者に合併・分社化等があった場合には、当該事業者は、所定の手続きによりその旨を認定機関に報告するものとする。

4. 手続き及び費用

合併・分社化等があった場合、付与の地位を継続しようとする付与事業者および付与適格性審査中の事業者には、追加の費用が発生することがある。提出すべき書類とその提出時期、手続き及び費用については別途定めるところによる。

5. 情報銀行認定マーク使用の一時停止、取消し又は情報銀行認定マーク付与契約の解除

認定団体は、必要があると認めるときは、情報銀行認定マーク使用の一時停止、取消し、又は情報銀行認定マーク付与契約の解除など必要な措置を講じる。

6. 改正

この規約の改正は、一般社団法人日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会の認定分科会が行う。